

「副業・兼業人材活用支援事業（人材会社連携分）」業務委託仕様書

1 委託業務名

「副業・兼業人材活用支援事業（人材会社連携分）」（以下、「本事業」という。）

2 事業の目的

本事業は、県内企業が抱える経営課題の解決にあたり、新規事業等を実施する際に必要な専門スキルや知見を、都市部の大企業等で活躍する副業・兼業人材の活用により補うことで、県内企業の人材確保及び競争力強化に繋げることを目的とする。

3 伴走支援型の定義

「副業・兼業人材活用支援事業（人材会社連携分）」企画提案公募実施要領1に記載する「伴走支援型」とは、単に企業と副業・兼業人材をマッチングすることではなく、企業の課題の掘り起こしから課題の整理、副業・兼業人材の選定・成約、事業者と副業・兼業人材が行う取組（オンラインミーティング等）への参加等、企業の課題解決に向けて、本事業の受託者がすべてのフェーズにおいて、きめ細やかに企業の支援を行うことを言う。

4 委託事項

- (1) 本事業を活用する企業（以下「事業者」という。）の掘り起こし
- (2) 事業者が副業・兼業人材に業務委託する経営課題の整理
- (3) 自社のプラットフォーム等を活用した副業・兼業人材の募集
- (4) 事業者の副業・兼業人材選定及び成約支援
- (5) 事業者と副業・兼業人材が行う取組への支援（オンラインミーティング等への参加等）
- (6) (1)～(5)にかかる機構への報告

5 成約目標件数

- (1) 成約目標件数は8社とする。

6 業務内容等

- (1) 本事業の対象事業者は、県内事業所で副業・兼業人材を活用し、過去ILACを通して副業・兼業人材とのマッチングしたことがない事業者を対象としたものとする。
- (2) 本事業の対象事業者と副業・兼業人材との契約期間は、県と受託者の業務委託契約締結日から令和9年3月31日の間で、最小1か月間から最大6か月間とする。
- (3) 4(1)を目的として機構が必要に応じて行う企業訪問に出席（オンライン出席可）し、自社のサービス内容等について説明すること。
また、石川県及びILACの担当者が企業と副業・兼業人材とのオンラインや現地での取り組みに同席する場合は協力すること。
- (4) 4(6)について、指定様式により報告書を作成し、毎月10日までに提出すること。なお、10日が土日もしくは国民の祝日の場合は、直前の平日までに提出すること。

7 委託料の額

事業期間終了時点において事業者と副業・兼業人材の成約件数が8社に満たなかった場合は、成約件数に応じて契約額を減額するものとする。なお、減額後の契約額については次のとおり算出することとする。

減額後の契約額＝経費積算書をもとに算出した1件あたりの単価（経費積算書の小計（税抜き）を8で割り返したもの。1円未満切り捨て。）×成約件数
×消費税及び地方消費税（千円未満切り捨て）

8 完了報告書

事業実施期間終了後、速やかに委託業務完了報告書を機構へ提出すること。

9 その他

- (1) 4(1)に記載する成約目標件数を超えた場合も、増額契約は行わないので留意すること。
- (2) 業務にあたっては、機構と協議のうえ実施すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、機構と協議すること。
- (4) 天災等の影響により、委託内容の変更や中止等の可能性があること。